

委員会提出議案第4号

令和6年9月12日

石岡市議会

議長 関口 忠 男 殿

議会運営委員会

委員長 谷田川 泰

石岡市議会ハラスメント防止条例を制定することについて

上記議案を地方自治法第109条第6項及び石岡市議会会議規則第13条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提 案 理 由

石岡市議会議員によるハラスメントを防止する措置を講じることにより、市民から信頼される品格ある議会の実現を目指すため、所要の規定を設けるもの。

石岡市議会ハラスメント防止条例

(目的)

第1条 この条例は、石岡市議会議員（以下「議員」という。）間又は石岡市職員と議員間におけるハラスメントの防止のために必要な事項を定め、市民から信頼される品格ある議会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、モラル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントその他の個人の人格若しくは尊厳を害し、精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は個人の職務環境を害する行為をいう。
- (2) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員で、本市に勤務する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、議員間又は職員と議員との間において生じたハラスメントに関する事案について適用する。

(議員の責務)

第4条 議員は、市民の負託を受けた市民の代表者として、市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理意識を持ち、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを認識し、ハラスメントの防止に努めなければならない。

- 2 議員は、ハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度をもって事実を明らかにするとともに、説明責任を果たさなければならない。
- 3 議員は、ハラスメントに当たる行為が行われていると認めるときは、当該行為を行っている議員に対して厳に慎むべき旨を指摘し、解決するよう努めなければならない。

(相談窓口の設置)

第5条 議長は、議員によるハラスメントに関する相談又は申立てに対応す

るため、ハラスメント相談窓口を置かなければならない。

(議長の職務)

第6条 議長は、ハラスメントの防止に努めるとともに、議員によるハラスメントの相談又は申立てを受けたときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

2 議長は、前項に規定する相談又は申立てを受けたときは、その内容を精査し、相当の理由があると認めるときは、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

3 議長は、前項に規定する事実関係の調査及び確認を行うために、石岡市法令遵守の推進に関する条例（令和2年石岡市条例第36号）第6条第1項に規定する石岡市公正職務審査会に調査を求めるものとする。

4 議長は、議員によるハラスメントに当たる行為が確認されたときは、当該議員に対する指導、助言、注意、氏名の公表その他の必要な措置を講じるものとする。

(議長職務の代行)

第7条 前条第1項に規定する相談又は申立ての対象が議長のときは副議長が、議長及び副議長がともに相談又は申立ての対象になったときは年長の議員が、同条に定める議長の職務を行うものとする。

(プライバシーの保護)

第8条 議員は、ハラスメントに係る当事者及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、当該ハラスメントに関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(研修等)

第9条 議長は、ハラスメントの防止を図るため、必要な研修等の実施に努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(石岡市法令遵守の推進に関する条例の一部改正)

2 石岡市法令遵守の推進に関する条例（令和2年石岡市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 石岡市議会ハラスメント防止条例（令和 年石岡市条例第 号）に定める事実関係の調査及び確認に関する事項